（領収書等の写しの公開）

**第七条**　法第九条第四項の規定による領収書等の写しの公開は、請求に基づく領収書等の写しの開示により行う。

２　前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、法第九条第四項の規定により報告書が公開された日から三年間、当該開示請求に係る議長、副議長又は議員に係る報告書を公開している議院の議長に対し、行うことができる。

（領収書等の写しの開示請求）

**第八条**　開示請求は、当該開示請求に係る議長、副議長又は議員を特定し、領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、第三条第二項に規定する項目ごとに区分してしなければならない。

２　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を前条第二項の議院の議長に提出してしなければならない。

一　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二　開示請求に係る議長、副議長又は議員の氏名

三　開示請求に係る領収書等の写しに係る支出がされた年

四　開示請求に係る第三条第二項に規定する項目

五　開示請求の対象となる領収書等の写しについて、これに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下であるものを含むか否かの別

３　議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、当該開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（一万円以下の支出に係る領収書等の写しの提出）

**第九条**　議長は、領収書等の写しに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下であるものを対象に含む開示請求があったときは、次に掲げるときを除き、当該開示請求があった日から十日以内（その間に当該開示請求に係る議長、副議長又は議員に係る衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日（衆議院の解散の場合には、当該解散の日）から選挙の期日までの期間がかかる場合には、当該期間を除く。）に、当該開示請求に係る議長、副議長又は議員に対し、当該開示請求に係る領収書等の写し（当該領収書等の写しに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下であるものに限る。以下この条において同じ。）の提出を命じなければならない。ただし、前条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

一　当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

二　次項本文の規定により、当該開示請求に係る領収書等の写しと同一の領収書等の写しが既に提出されているとき。

三　当該開示請求に係る議長、副議長又は議員が第十六条第一項に規定するときに該当するとき（同条第二項第一号に該当するときを除く。）。

２　議長、副議長及び議員は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があった日から二十日以内に、当該命令に係る領収書等の写しを議長に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る領収書等の写しに係る支出がないときは、その旨を通知すれば足りる。

３　第四条第五項後段、第六項及び第七項の規定は、前項の規定により提出する領収書等の写しについて準用する。

４　第一項の規定による命令を受けた議長、副議長又は議員は、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、議長に対し、第二項に規定する期間（以下この条において「提出期間」という。）を三十日間延長するよう求めることができる。

一　提出期間が、当該議長、副議長又は議員に係る衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日（衆議院の解散の場合には、当該解散の日）から選挙の期日までの期間にかかるとき。

二　第一項の規定による命令に係る領収書等の写しが著しく大量であるため当該議長、副議長又は議員の職務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他の提出期間を延長することにつき正当な事由があると認められるとき。

５　前項の規定にかかわらず、第一項の規定による命令があった日から五十日以内に当該命令に係る全ての領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情（次項第三号において「特別な事情」という。）があるときは、提出期間の延長を求められる期間は、三十一日以上六十日を超えない範囲内において当該領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間とする。

６　議長、副議長又は議員は、第四項又は前項の規定により期間の延長を求めるときは、提出期間内に、延長を求める期間、その理由及び第一項の規定による命令があった日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書面をもってしなければならない。

一　第四項第一号に掲げる事由に該当するとき　選挙の種類

二　第四項第二号に掲げる事由に該当するとき　提出期間を延長しなければならない正当な事由

三　特別な事情があるとき　当該特別な事情

７　議長は、第四項又は第五項の規定による期間の延長の求めがあったときは、提出期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

８　議長は、第一項の規定による命令に違反して議長、副議長又は議員が領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

（開示決定）

**第十条**　議長は、開示請求者に対し、第四条第五項又は前条第二項本文の規定により提出された領収書等の写し（同条第一項第二号の同一の領収書等の写しが既に提出されている場合にあっては、当該領収書等の写し）（当該領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に相当する情報が記録されている場合にあっては、当該情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。

２　議長は、前項の規定により、領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　開示請求者が求めることができる開示の実施の方法

二　前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料の額

三　その他各議院の事務総長が定める事項

３　議長は、次に掲げるときは、開示請求に係る領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

一　当該開示請求に係る領収書等の写しを保有していないとき（当該領収書等の写しに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下であるものにあっては、前条第二項ただし書の規定により議長、副議長又は議員から同条第一項の規定による命令に係る領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があったとき及び当該開示請求に係る議長、副議長又は議員が同項第三号に該当する場合において同項第二号の同一の領収書等の写しの提出がないときを含む。）。

二　当該開示請求が前条第一項第一号の権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

４　第二項又は前項の決定（第六項及び次条において「開示決定等」という。）は、開示請求があった日（当該開示請求のうち、これに係る領収書等の写しに係る支出の一件当たりの金額が一万円以下の部分であって前条第一項第二号の同一の領収書等の写しの提出がないものにあっては、同条第二項本文の規定により当該開示請求に係る領収書等の写しの提出があった日又は同項ただし書の通知があった日。第六項において同じ。）から三十日以内にしなければならない。ただし、第八条第三項の規定により議長が補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。